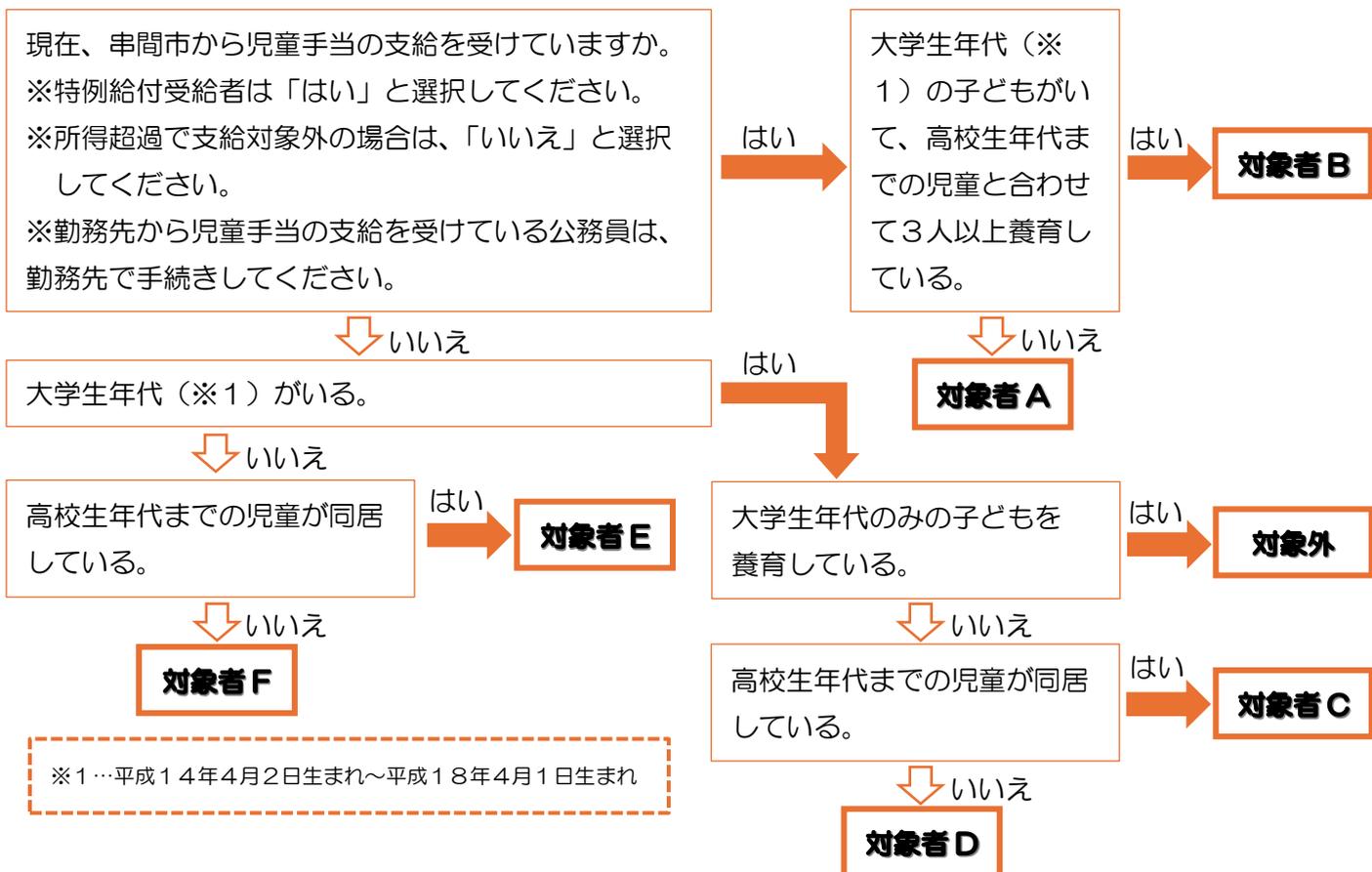


○児童手当制度改正に伴う支給要件確認フローチャート



○児童手当の支給手続きについて

- 対象者A** ※高校生年代までの児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。
手続不要です。高校生年代の児童がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で総額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。
- 対象者B** ※高校生年代までの児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。
手続が必要です。「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者C**
手続が必要です。「**児童手当認定請求書**」「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者D**
手続が必要です。「**児童手当認定請求書**」「**別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ）**」「**監護相当・生計費の負担についての確認書（児童が3人以上いる場合のみ）**」を提出してください。
- 対象者E**
手続が必要です。「**児童手当認定請求書**」を提出してください。
- 対象者F**
手続が必要です。「**児童手当認定請求書**」「**別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ）**」を提出してください。